

岩手県告示第 807 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 7 月 21 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 大川松草線

(2) 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町釜津田字上種倉 56 番 7 地先から 58 番 1 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 7 月 21 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 18 年 7 月 21 日から同年 8 月 21 日まで

2(1) 路線名 有芸田老線

(2) 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨 22 番 2 地先から 50 番 1 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 7 月 21 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 18 年 7 月 21 日から同年 8 月 21 日まで

3(1) 路線名 普代小屋瀬線

(2) 供用開始の区間

ア 下閉伊郡岩泉町安家字松ケ沢 256 番地先内

イ 下閉伊郡岩泉町安家字松ケ沢 62 番 1 地先内

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 7 月 21 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 18 年 7 月 21 日から同年 8 月 21 日まで